○厚生労働省告示第三百七十六号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間は、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第三百七十四号）及び薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第三百七十五号）により指定が変更された医薬品については、それぞれ当該指定に係る告示の適用の日から起算して一年間とする。

○厚生労働省告示第三百七十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十四年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に第8部として次のように加える。

第8部　内　追　用　補　(4)　薬

品名	規格単位	薬価円
(あ)		
アルタットカプセル37.5mg	37.5mg 1カプセル	27.30
(い) アルタットカプセル75mg	75mg 1カプセル	44.60
アルタット細粒20%	20% 1g	118.90
(う)		
ストラテラカプセル40mg	40mg 1カプセル	448.40
(お)		
ホスレノール顆粒分包250mg	250mg 1包	194.10
ホスレノール顆粒分包500mg	500mg 1包	284.80

外　用　薬

品名	規格単位	薬価円
(え)		
エリザス点鼻粉末200μg28噴霧用	5.6mg 1瓶	1,758.40
(お)		
ル・エストロジェル0.06%	0.06% 1g	27.80

○厚生労働省告示第三百七十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第2に第6部として次のように加える。

第6部　内　追　用　補　(2)　薬

品名	規格単位
(あ)	
アルタットカプセル37.5	37.5mg 1カプセル
(い) アルタットカプセル75	75mg 1カプセル

○農林水産省告示第千四百五十四号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　前田　武志

表中岡崎中央家畜市場の項及び西三河家畜市場の項を削る。

○農林水産省告示第千四百五十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　前田　武志

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十四年三月十三日　第百三号

二　登録認定機関の名称及び住所

一般財団法人日本穀物検定協会　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

生産情報公表加工食品及び生産情報公表養殖魚

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内及び国外（アメリカ合衆国、中華人民共和国）

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第千四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理　国務大臣　前田　武志

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県美作市・小田郡矢掛町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

美作市・矢掛町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに美作市役所及び矢掛町役場に備え置いて縦覧に供する。）